

【件名】ACT政府発表：NSW州の感染地域に滞在歴のあるACT住民以外の人へのACTへの入境禁止（1月2日正午から）（COVID-19 関連）

【ポイント】

●1月2日（土）、ACT政府は、同日正午からNSW州の感染地域（Northern Beaches、Greater Sydney、Central Coast 及び Wollongong）に滞在歴のあるACT住民以外の人への、ACTへの入境を禁止する旨発表しました。

【本文】

1 ACT政府の発表の概要は以下のとおりです。

発表の詳細及び原文は下記リンク先をご確認ください。

<https://www.covid19.act.gov.au/news-articles/new-rules-for-non-act-residents-from-covid-19-affected-areas-of-nsw-from-midday-today>

（1）1月2日（土）、ACT政府は、同日正午からNSW州の感染地域（Northern Beaches、Greater Sydney、Central Coast 及び Wollongong）に滞在歴のあるACT住民以外の人への、ACTへの入境を禁止する旨発表しました。

（2）やむを得ない事情により、これらの地域に滞在歴のあるACT住民以外の人へがACTへ入境する必要がある場合は、少なくとも入境予定の3日前までに、本措置の適用除外申請をする必要があります。適用除外申請のフォームは、本2日正午以降にHPに掲載されることですので、下記からご確認ください。

<https://www.covid19.act.gov.au/community/travel/nsw#Non-ACT-residents-who-want-to-visit-the-ACT>

（3）これらの地域に滞在歴のあるACT住民については、これまで同様、事前にオンライン申請し、当該感染地域を離れた日から14日間自己隔離することが義務付けられています。オンライン申請は以下から可能です。

<https://actredcap.act.gov.au/redcap/surveys/?s=ENA34MC3TR>

（4）NSW保健局が指定する感染地域は下記リンク先から確認が可能です。

NSW州保健局HP：<https://www.nsw.gov.au/covid-19/latest-news-and-updates>

2 ACT政府は、下記リンク先に、毎日、新型コロナウイルスに関する最新の情報を掲載しています。上記1のリンク先が変更になる可能性もありますので、最新情報は下記から確認するよう心がけてください。

<https://www.covid19.act.gov.au/>

（メール発信者）

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話：02-6273-3244（代表）

FAX：02-6273-1848

メール：consular@cb.mofa.go.jp

大使館 HP：https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※豪州政府の政策等に関しましては、下記のサイトを参考にしてください。

豪州政府コロナウイルス専用サイト：<https://www.australia.gov.au/>

A C T政府コロナウイルス関連サイト：<https://www.covid19.act.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト：<https://covid19.homeaffairs.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト（日本語）：

<https://covid19inlanguage.homeaffairs.gov.au/ja>

豪保健省コロナウイルス関連サイト：<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert>

※当館はA C T（首都特別地域）を管轄しておりますが、それぞれの州政府の政策等に関するお問い合わせに関しましては、各総領事館にお問い合わせください。

在シドニー総領事館（NSW州，NT（北部準州）管轄）

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在メルボルン総領事館（VIC州，SA州，TAS州管轄）

https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ブリスベン総領事館（QLD州管轄）

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在パース総領事館（WA州管轄）

https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下のURLから手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>